

(公 印 省 略)
答 申 第 1 9 4 号
令 和 7 年 3 月 2 5 日

兵庫県公安委員会
委員長 澤 田 隆 様

情報公開・個人情報保護審議会
会長 中 川 丈 久

保有個人情報の不開示決定に係る審査請求
に対する決定について（答申）

令和6年12月19日付け兵公委発第843号で諮問のあった下記の保有個人情報に係る
標記のことについて、別紙のとおり答申します。

記

兵庫県警本部交通部運転免許課保有の交通事件原票又は取締り原票に記録された、
開示請求者が特定年月日、特定の交通違反をした情報等

第 1 審議会の結論

兵庫県警察本部長（以下「実施機関」という。）が、不開示とした判断は妥当である。

第 2 諮問経緯

1 保有個人情報の開示請求

令和 6 年 6 月 19 日、審査請求人は、個人情報の保護に関する法律（平成 15 年法律第 57 号。以下「法」という。）第 77 条第 1 項の規定により、実施機関に対し、保有個人情報の開示請求（以下「本件開示請求」という。）を行った。

2 本件対象情報

(1) 同年 7 月 1 日、実施機関は、本件開示請求に係る保有個人情報の一部について、個人情報の保護に関する法律施行条例（令和 4 年条例第 44 号）第 4 条第 2 項に基づき同年 8 月 5 日まで延長した。

(2) 本件開示請求の対象となる個人情報（以下「本件対象情報」という。）は、兵庫県警本部交通部運転免許課保有の交通事件原票又は取締り原票に記録された、審査請求人が特定年月日、特定の交通違反をした情報 18 件分（以下「本件対象情報 1」という。）及び審査請求人が特定年月日に乗車用ヘルメット着用義務違反時の運転免許証番号が記録された情報 2 件分（以下「本件対象情報 2」という。）である。

3 実施機関の決定

同年 8 月 2 日、実施機関は、本件対象情報 1 について刑事訴訟法（昭和 23 年法律第 131 号。以下「刑訴法」という。）の規定により法第 5 章第 4 節の規定が適用されないとして保有個人情報の不開示決定処分（以下「本件処分 1」という。）を行い、本件対象情報 2 について本件開示請求に係る保有個人情報の不存在を理由として不開示決定処分（以下「本件処分 2」という。）を行った。

4 審査請求

令和 6 年 9 月 1 日、審査請求人は、行政不服審査法（平成 26 年法律第 68 号）第 2 条の規定により、本件処分 1 及び本件処分 2 を不服として、兵庫県公安委員会（以下「諮問庁」という。）に対し、審査請求（以下「本件審査請求」という。）

を行った。

5 諮問

令和6年12月19日、諮問庁は、法第105条第3項において準用する同条第1項の規定により、情報公開・個人情報保護審議会（以下「審議会」という。）に対し、本件審査請求について諮問した。

第3 審査請求人の主張要旨

審査請求人が、審査請求書、実施機関の弁明書について反論の意見を記した書面において述べている本件審査請求の理由等は多岐にわたるが、概ね次のとおりと解される。

1 本件審査請求の趣旨

本件処分1及び本件処分2につき取消し開示せよ。

2 本件審査請求の理由

審査請求書において次のように述べている（用語は一部原文ママ）。

- (1) 自動車等運転禁止処分をする時には免許証番号を書き示している。
- (2) よって、それぞれの反則告知を共なう違反はそれぞれが独立しており、1つ1つの違反行為における免許証番号を開示したとしても当然のことであり、何をもって刑法～とか言っているのか、たかが免許証番号であるが。
- (3) 審査請求人こと確信犯が違反したすべての犯行時利用していた免許証番号を開示したとしてもこれは当然である。
- (4) 道交法125条2項1号がある。つまり反則行為を行うことの絶対条件は免許証をもっていることが第1条件であり、取得日から1年間を有効とする国際運転免許証について、1年間をこえて、その免許証が有効であるとは考え難い。

3 審査請求人の主張

審査請求人が諮問庁に提出し、諮問庁が令和6年11月5日付けで收受した書面において次のように述べている。（用語は一部原文ママ）

- (1) 相手方は、特定年月日、特定番号の免許証を無免許としている。この行政処分については、いつ、どこの公安委員会で道交法64条裁判をした上で、道交法64条として決定したものかを示していない。
- (2) （免許証の特定番号）につき、処分庁が道交法64条とした時、審査請求人住所は日本のどこにもない。そして法107条の2に当てはめて有効なる免許証がどのようにして、ジュネーブ条約、条約法条約を拘束し、処分庁が無効とできた

のかにつき、公安委員長には矛盾がある。

- (3) (免許証の特定番号)は委員長が(特定年月日)に、(免許証の特定番号)免許を押収したうえで、行政処分をしているが、ここで、(特定年月日)に最高裁で法64条となり執行猶予3年の刑が維持されている中で、4件を反則告知(道交法125、126、127条)とした。
- (4) この(免許証の特定番号)と(免許証の特定番号)はともに住民票がなく、帰国2日位で取得し、日本国でうんてんしたら、(免許証の特定番号)は有効とし(免許証の特定番号)は法64条とした。

第4 実施機関の説明要旨

実施機関が、弁明書及び口頭による理由説明において述べている本件処分の理由は、以下のとおり要約される。

1 開示しないこととする理由

(1) 本件処分1について

刑訴法第53条の2第2項では「訴訟に関する書類及び押収物に記録されている個人情報については、個人情報の保護に関する法律(平成15年法律第57号)第5章第4節の規定は、適用しない。」と規定されている。「訴訟に関する書類」に該当する書類は、書類の性質、内容の如何を問わず、被疑事件・被告事件に関して作成又は取得された書類をいい、裁判所の保管する書類に限られず、検察官・弁護士・司法警察職員その他の者が保管するものも含まれるものと解すべきものであり、また「訴訟に関する書類」の写しについても、それが実質的に原本と同一の内容を有するものである以上は「訴訟に関する書類」に含まれると解される。

刑事事件である道路交通法(昭和35年法律第106号)違反事件(以下「交通違反」という。)を迅速に処理するために、警視庁及び各道府県警察(以下「都道府県警察」という。)において交通切符制度の様式が定められており、本県警では交通切符制度、交通反則通告制度及び基礎点数付与制度実施規程(平成29年本部訓令第24号)により定められ、交通反則告知書・免許証保管証、交通事件原票、交通反則通告書、告知報告書・交通法令違反事件簿、取締り原票の6枚綴りの複写式で構成されており、このうち審査請求人にかかる交通事件原票及び取締り原票について開示を求める保有個人情報として特定したものである。

このうち、交通事件原票は、検察庁への送致に際して事件記録として送致書に添付されるものであり、また、交通反則通告制度により、反則金の納付がされれば刑事事件として公訴を提起されないこととされているが、その場合でも

刑事事件であることに変わりはなく、反則金を納付しなかった場合や逃走のおそれがある場合等、交通反則通告制度の適用を受けない場合は刑事事件として訴追の対象となるものであり、交通取締原票は検察庁の送致にかかわらず訴訟に関する書類の性質を持つ公文書であることから、刑訴法第53条の2第2項に定める「訴訟に関する書類」に該当する。なお、公訴時効期間が満了したとしても、「訴訟に関する書類」の該当性が失われるものではない。よって、本件対象情報1については、「訴訟に関する書類」に該当することは明らかで、法の対象外文書であることを理由とした不開示決定に何ら誤りはない。

(2) 本件処分2について

審査請求人が開示請求を行っている、本件対象情報2の特定年月日の交通違反については、兵庫県以外の地方公共団体の警察における交通違反（乗車用ヘルメット着用義務違反）の取扱いであり、また特定年月日の違反については、兵庫県以外の地方公共団体の警察における交通違反（乗車用ヘルメット着用義務違反）の取扱いであり、それぞれ兵庫県警察での取扱いがなく審査請求人の運転免許証の番号が記載された文書を受領しておらず、保有していないため、不開示決定を行ったものである。

交通違反に係る違反等登録については、交通違反・事故を検挙した警察署等が違反等登録に必要となる違反等登録票を作成して、検挙した都道府県警察の運転免許事務を取扱う部署（以下「行政処分担当課」という。）へ送付し、送付を受けた行政処分担当課は、違反等登録票の内容を審査した上で、当該交通違反・事故を起こした者に係る運転免許証のデータに点数等の情報を登録することとなっており、兵庫県を住所地とした運転免許証の交付を受けている者であっても、検挙した都道府県警察が違反等登録を行うこととなる。

よって、本件対象情報2については、兵庫県警察で違反等登録をしておらず、また、その他の理由で兵庫県警察に送付された事実もないことから、兵庫県警察は保有しておらず、文書の不存在を理由とした不開示決定に何ら誤りはない。

(3) 審査請求人の主張について

審査請求人はその他主張しているが、いずれも審査請求人が主張する文書の存在を示すものではなく、本件対象情報1が訴訟に関する書類に該当し、本件対象情報2を保有していないことは、上記(1)及び(2)で既に述べたとおりである。

2 結論

以上のとおり、本件審査請求には理由がないので、棄却を求める。

第5 審議会の判断

審議会は、審査請求人の主張、実施機関の説明、審議会に提出された資料等を精査した結果、次のとおり判断する。

1 本件対象情報1について

- (1) 本件対象情報1は、兵庫県警本部交通部運転免許課保有の交通事件原票又は取締り原票に記録された、審査請求人が特定年月日、特定の交通違反をした情報18件分である。

実施機関は、本件対象情報1は、刑訴法第53条の2第2項の「訴訟に関する書類に記録されている個人情報」に該当し、法第5章第4節の規定の適用が除外されているとして、これを不開示とする本件処分1を行った。

これに対し、審査請求人は、本件処分1の取消しを求めているところ、実施機関は、本件処分1を妥当としていることから、以下、本件対象情報1に対する法第5章第4節の規定の適用の可否について検討する。

- (2) 本件対象情報1に対する法第5章第4節の規定の適用の可否について

ア 「訴訟に関する書類」の意義

刑訴法第53条の2第2項所定の「訴訟に関する書類」とは、被疑事件・被告事件に関して作成され、又は取得された書類であると解される。

イ 「訴訟に関する書類」該当性

本件対象情報1は、審査請求人の道路交通法違反に関する被疑事件について、実施機関が作成した書類に記録された保有個人情報であると認められる。

- ウ そうすると、上記第4の1(1)の実施機関の説明は首肯でき、本件対象情報1は、刑訴法第53条の2第2項の「訴訟に関する書類…に記録されている個人情報」に該当するものと認められるから、法第5章第4節の規定は適用されないものである。

以上のことから、本件処分1について、本件対象情報1は同項に規定する「訴訟に関する書類…に記録されている個人情報」に該当すると認められるので、妥当であると判断する。

2 本件対象情報2について

- (1) 本件対象情報2は、審査請求人による特定年月日の乗車用ヘルメット着用義務違反時の運転免許証番号が記録された情報2件分である。

実施機関は、本件対象情報2を保有していないとして不開示とする本件処分2を行った。

これに対し、審査請求人は本件処分2の取消しを求めているが、実施機関は本件処分2を妥当としていることから、以下、本件対象情報2の保有の有無に

について検討する。

(2) 本件対象情報2の保有の有無について

本件対象情報2の保有の有無について、実施機関は、第4の1(2)のとおり、要旨、兵庫県以外の都道府県の警察管轄における交通違反の取扱いであり、実施機関での取扱いがなく審査請求人の運転免許証の番号が記載された文書を受領しておらず、保有していないと説明している。

これに関して実施機関に、詳細を質したところ、実施機関から次の通り説明があった。

ア 審査請求人の住所地は兵庫県内であり、運転免許の拒否、保留、取消し、若しくは効力の停止又は自動車等の運転の禁止の処分（以下「行政処分」という。）が行われる場合には、兵庫県以外の都道府県の公安委員会（警察）から兵庫県公安委員会（兵庫県警察）へ事案の移送が行われ、実施機関は当該移送により関係書類を保有することとなる。

イ 本件対象情報2に該当する交通違反の際においては、行政処分の基準に該当しておらず、行政処分が行われなかったため、兵庫県以外の都道府県の公安委員会（警察）から、兵庫県公安委員会（兵庫県警察）への処分事案の移送は行われなかった。

ウ そのため、実施機関は、本件対象情報2は保有していない。

上記実施機関の説明において、特段不合理なところはなく、首肯できるものと認められる。

したがって、実施機関において、本件対象情報2を保有しているとは認められない。

3 審査請求人のその他の主張について

審査請求人のその他の主張は、いずれも当審議会の上記判断を左右するものではない。

4 結論

以上のことから、「第1 審議会の結論」のとおり判断する。

(参考)

審 議 の 経 過

年 月 日	経 過
令和6年12月19日	・ 諮問書の受領 ・ 実施機関の弁明書を受領
令和7年2月28日 第1部会（第109回）	・ 実施機関の職員から不開示理由の説明を聴取 ・ 審議
令和7年3月24日 第1部会（第110回）	・ 審議
令和7年3月25日	・ 答申

主に調査審議に関与した委員

情報公開・個人情報保護審議会 第1部会

部会長 浅野 博 宣

委員 申 吉 浩

委員 中本 浩 一

委員 西片 和 代

委員 西上 治